

第3章 環境保全対策

第3章 環境保全対策

1 環境保全対策の歩み

「公害対策基本法」制定前の公害対策については、「ばい煙の排出の規制等に関する法律」（昭和37年制定）や「公共用水域の水質の保全に関する法律」（昭和33年制定）等により、対症療法的な規制を行っていましたが、国民の健康の保護と生活環境の保全を目的とした総合的統一的な公害対策の推進を図ることが重要とされ、昭和42年に「公害対策基本法」が制定されました。

「公害対策基本法」では、汚染者負担の原則や環境基準の設定、総合的な対策を具体化する方法としての公害防止計画の策定などが規定され、「大気汚染防止法」や「騒音規制法」等関連する法律の整備も図られましたが、経済の健全な発展との調和を原則としていた本法では対応に限界があるとの認識から、今日の複雑化する環境問題に適切に対処する新たな枠組みを示すため、「環境の恵沢の享受の継承」や「環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築」等を基本理念とした「環境基本法」が平成5年に制定されました。

2 環境保全対策

(1) 公害防止協定

昭和47年より、市内の主要工場及び進出工場8社と公害防止協定を締結し、企業と相協力して公害の発生防止に努めてきました。平成4年11月には、より実効性のあるものとするため協定を見直すとともに、新たに2社と協定を締結しました。その後、更に進出企業1社と協定を締結し、現在、11社及び大和工業団地進出企業4社の計15社と公害防止協定を締結し、公害の未然防止に努めています。（表-5）

表-5 公害防止協定締結事業所

（平成26年3月31日現在）

協定締結事業所	締結年月	所在地
新日鐵住金(株) 大分製鐵所 光鋼管部	S47・3	光市島田 3434 番地
武田薬品工業(株) 光工場	S47・7	光市光井 4720 番地
ヒカリ乳業(株)	S47・7	光市島田 4 丁目 4 番 40 号
日鉄住金防蝕(株) 光工場	S47・7	光市浅江 6 丁目 18 番 20 号
永岡鋼業(株) 光工場	S47・7	光市浅江 5 丁目 23 番 21 号
中國工業(株)	S47・7	光市浅江 5 丁目 25 番 3 号
カンロ(株) ひかり工場	S47・7	光市大字小周防 568 番地
日鉄住金溶接工業(株) 光工場	S49・7	光市浅江 4 丁目 2 番 1 号
山九(株) 光支店	H4・11	光市浅江 1 丁目 16 番 25 番
富士高圧フレキシブルホース(株)	H4・11	光市島田 6 丁目 2 番 20 号
新日鐵住金ステンレス(株) 製造本部 光製造所	H15・10	光市島田 3434 番地

※H16/10/4、本市合併に伴い新たに覚書を締結

本市北部に位置する周防工業団地では、進出企業と進出協定を締結し、また、大和工業団地においては、進出企業4社と公害防止協定及び細目協定を締結し、公害の未然防止に努めています。

(表-6)

表-6

(1) 周防工業団地

(平成26年3月31日現在)

進出協定締結事業所	締結年月	所在地
水上金属工業(株)	H2・3	光市大字小周防 1100 番地 7
(株)ヒロテック 光工場	H3・4	光市大字小周防 1100 番地 2
(株)アロイ 光加工センター	H3・4	光市大字小周防 1100 番地 3
(株)五光製作所 山口工場	H3・4	光市大字小周防 1100 番地 10
中國工業(株) 周防工場	H3・5	光市大字小周防 1100 番地 4
秋野鋼機(株)	H3・5	光市大字小周防 1100 番地 9
(株)黒木工業所 光工場	H3・5	光市大字小周防 1100 番地 11
(株)芳川鉄工所	H3・5	光市大字小周防 1100 番地 12
(有)谷野工業	H4・4	光市大字小周防 1100 番地 5
(株)守田家具 小周防工場	H5・6	光市大字小周防 1100 番地 13
カンロ(株) ひかり工場	H6・7	光市大字小周防 568 番地
(株)イシナガ	H10・6	光市大字小周防 1100 番地 45
(株)日立プラントメカニクス 周防工場	H10・6	光市大字小周防 1100 番地 24

(2) 大和工業団地

(平成26年3月31日現在)

協定締結事業所	締結年月	所在地
ゼオン化成(株) 山口工場	H4・1	光市大字東荷 2288 番地 7
山口碓永自動車(株)	H6・1	光市大字東荷 2288 番地 10
三和実業(株) 山口工場	H7・8	光市大字東荷 2288 番地 8
ランダス(株) 山口工場	H13・9	光市大字東荷 2288 番地 12

※H16/10/4、合併に伴い新たに覚書を締結

(2) 環境基準

典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭)のうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の4公害については、環境基本法において環境基準の設定が義務付けられています。

環境基準は、「人の健康の保護及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、許容限度という意味での消極的なものではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標とするものです。

(3) 光市自然敬愛都市宣言及び光市環境基本条例、光市環境基本計画

国においては、平成5年に公害対策基本法を廃止して「環境基本法」が制定され、同時に「自然環境保全法」についても見直しを実施されましたが、本市においても、環境基本法の理念を踏まえて、平成8年に「光市の環境をよくする条例」(昭和48年制定)を全部改正し、平成9年3月には新たに「光市環境保全行動計画」を策定しました。その後、平成16年10月の合併による新市誕生を経て、先人から受け継いだこの豊かな自然と人間が共生できる社会の実現及び後世に引き継ぐため、平成18年3月、全国に先駆けて「自然敬愛都市宣言」を行いました。

平成19年3月には、自然敬愛の理念を踏まえ、「環境の保全、創造及び再生」を基本理念とした「光市環境基本条例」を制定しました。また、平成20年3月には、自然敬愛の精神と環境基本条例の理念に基づいた具体的施策を展開し、豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、「光市環境基本計画」(第1次)を策定し、「自然を愛する」、「地域を愛する」、「地球を愛する」の3つの基本方針に基づく施策・事業のほか、「共創・協働」、「学習・体験」、「環境と健康、観光、経済の融合」の視点を踏まえたリーディングプロジェクト(重点施策)を推進してきました。(第12章 環境基本計画 98頁参照)さらに、平成24年度末で第1次の計画期間が終了したことから、平成25年3月、目指す環境像を「人に自然に やさしさあふれる環境都市 ひかり」と定めた「第2次光市環境基本計画」を策定しました。

計画の策定にあたっては、市民アンケートを通じて環境問題に関する市民意識の集約を行うとともに、環境審議会に諮問して、専門的な見地からの意見も十分に取り入れ、「自然共生社会の実現」、「低炭素社会の実現」、「循環型社会の実現」の3つを基本方針に、「光ソーラーCITYプロジェクト」、「STOP地球温暖化プロジェクト」、「人と自然のハーモニープロジェクト」、「MOTTAIMA Iプロジェクト」、「まち美化パートナーシッププロジェクト」の5つをリーディングプロジェクトとして位置づけました。

計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間(リーディングプロジェクトは5年間)とし、定期的な進捗管理を行いつつ、計画の着実な推進を図ります。

(4) 地球温暖化防止対策～エコオフィスプラン～

地球温暖化対策の推進に関する法律「地球温暖化対策推進法」により、すべての自治体に『地方公共団体の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する実行計画』の策定が義務づけられたことから、旧光市において、平成12年に「光市エコオフィスプラン」を策定しました。

合併後、新たに平成18年3月に「光市エコオフィスプラン(第1期)」を策定し、平成22年度を目標年度として計画的に取り組み、平成21年度には温室効果ガスの削減目標である6%を達成しました。

また、第1期の計画期間が平成22年度で終了したことから、平成27年度を目標年度として、5%の温室効果ガスの削減を目指すための「光市エコオフィスプラン(第2期)」を平成23年3月に策定しました。(第11章 光市エコオフィスプラン 94頁参照)

3 環境保全事業

(1) 第2次環境基本計画の推進

目指すべき環境像として「第2次光市環境基本計画」に掲げる「人に自然に やさしさあふれる環境都市 ひかり」を実現するため、平成25年度は、「自然共生社会の実現」、「低炭素社会の実現」、「循環型社会の実現」の3つの基本方針のもと、次の5つの重点施策(リーディングプロジェクト)に、市民、事業者、市の三者の協働による取り組みを進めました。

ア 光ソーラーCITYプロジェクト

民生部門の温暖化対策を推進するため、省エネ生活普及促進事業(エコライフ補助金)を行い、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助を行いました。補助状況は次頁のとおりです。

イ STOP地球温暖化プロジェクト

民生部門の温暖化対策を推進するため、省エネ生活普及促進事業(エコライフ補助金)を行い、既存住宅への省エネルギー設備(高効率給湯設備や二重サッシ、LED照明設備など)の設置に対する補助を行いました。補助状況は次頁のとおりです。

また、電気自動車等の低公害車の導入及び普及を図るため、エコプラス事業の成果を活用して公用自動車に電気自動車1台を導入するとともに、充電インフラ整備のため、農業振興拠点施設「里の厨」に急速充電器を設置することとし、設置工事のための設計業務を行いました。

この他にも、緑のカーテンの普及を図るため、本庁舎やあいぱーく光、各小中学校などに緑のカーテンを設置するとともに、「光市地球温暖化対策地域協議会」と協働し、「緑のカーテンコンテスト」を開催し、全体で26件の応募の中から優秀作品を決定しました。

さらに、小学校の総合学習の時間等に講師を派遣し、環境学習の支援を行う「環境学習支援事業」の学習分野に、新たに「地球温暖化」を加え、協議会会員を講師に温暖化対策に関する環境学習を4回開催しました。

平成 25 年度 省エネ生活普及促進事業（エコライフ補助金）の状況

	補助件数	年間発電量	年間温室効果ガス削減量
住宅用太陽光発電システム	104 件 (新築 34 件、既存 70 件)	546, 660kWh	303, 396kg-CO ₂
省エネルギー設備	280 件	※対象設備 高効率給湯設備、複層ガラス・二重サッシ、 ペレットストーブ、LED照明設備	

ウ 人と自然のハーモニープロジェクト

自然体験型環境学習として、水生生物を指標に用いた河川の水質判定を通して、川とのふれあい、水環境の大切さを学ぶ「親と子の水辺の教室」を島田川で開催し、73 人の参加者がありました。

また、島田川の下流から上流までの川や生き物の様子を観測する「ひかりエコ自然塾」を開催し、22 人の参加者がありました。

このほか、「ひかりふるさとウォーク in 石城山神籠石 2013」を通じて、森林浴の推進やごみ拾いによる環境美化を呼びかけました。この事業は、環境政策課、健康増進課及び体育課の協働で取り組んだもので、44 人の参加者がありました。

さらに、生態系、人の生命・身体、農林業に被害を及ぼす可能性のある特定外来生物に指定されているアルゼンチンアリについて、その生息域である室積地区 4 自治会の各世帯にベイト型殺虫剤を配布して一斉防除を実施するとともに、モニタリング調査についても実施しました。

一方、海岸松林を守り育てる取組みとして、地域住民を中心としたボランティアにより、クロマツ 400 本の植栽を行うとともに、松林内の除草や清掃、間伐などを行いました。

また、「どんぐり・まつぼっくり教室」の中でのクヌギの苗 20 本の植栽や再生竹除去も含めた草刈りを行うなど、どんぐりの森の整備を行いました。

エ MOTTAINAI プロジェクト

地球環境に負荷をかけない日本古来の「もったいない」という文化を再認識し、「ふるしき」を「もったいない」のシンボルとして普及させるため、本市オリジナルもったいないふるしきを市役所受付や浅江出張所のほか、里の厨や冠山総合公園で販売しました。

また、環境問題に対する市民意識の高揚を図るために実施している「ごみの行方」見学ツアーについては 14 回のツアーに、225 人の参加がありました。

このほか、不用品交換システムの充実を図るため、幼児用品・育児用品に特化した「リユースキッズひかり」制度を 6 月から開始し、107 件登録があり 90 件が成立しました。

さらに、「ふれあい訪問収集」の最大収集可能件数を週 10 件から週 18 件に増加させたことにより、延べ 530 世帯 (1, 286 件) から収集を行うことができました。

オ まち美化パートナーシッププロジェクト

犬のふん害、無駄吠え等の苦情が多く寄せられていることから、飼い主のマナー向上と犬の正しいしつけをするため、島田公民館で「犬の飼い方教室」を開催し、13人の参加者がありました。

また、市民総ぐるみの環境美化活動として展開している「クリーン光大作戦」に、全体で17,216人が参加し、各所で汗を流しました。

このほか、山・川・海の豊かな自然を守り次世代に継承するとともに、これらと調和した魅力あふれる景観を創造するため、本市全域を対象とする「景観計画」を平成26年2月に策定しました。

(2) 光市地球温暖化対策地域協議会の活動

「光市地球温暖化対策地域協議会」（愛称：ひかりエコシティ・ネットワーク）は、地域の地球温暖化対策を市民、事業者、市の協働により推進する組織として平成20年10月に設立され、平成26年3月末の会員数は92（22事業所、12団体、個人58名）です。平成25年度は、緑のカーテンコンテストを市と共催したほか、会員一斉ノーマイカー運動や「再生可能エネルギー等施設見学ツアー」などを実施しました。恒例の「エコフェスタ」は、台風接近のため中止としました。

(3) 流域下水道等の整備

本市では、公害防止計画及び光市総合計画に基づき、島田川流域の水質保全と生活環境の改善を図るため、昭和52年度から山口県を事業主体として1市4町（光市、熊毛町（現周南市）、周東町（現岩国市）、玖珂町（現岩国市）、大和町（現光市））を処理区域とした「周南流域関連公共下水道事業」に着手しました。

その後、昭和61年10月に浅江地区（約245ha）において初めて供用を開始し、平成25年度末時点においては、本市計画区域面積1,307.8haに対して926.59haの供用開始がなされており、整備率70.9%、普及率78.6%となっています。

現在においても、本市の東部に位置する室積地区、北東部に位置する大和地区を中心に早期の供用開始を目指し、整備促進を図っています。

(4) 浄化槽設置整備補助事業

浄化槽は、下水道と同等程度の機能を有し、生活排水やし尿を処理する設備であり、トイレの水洗化による生活環境の向上に加え、河川や水路など自然環境の保全にも大きく寄与しています。

浄化槽設置整備事業は、自らの居住を目的とした専用住宅への浄化槽の設置を対象とし、公共下水道認可区域外の区域において旧大和町は平成2年から、旧光市は平成6年から補助を行っています。また、平成24年度からは公共下水道認可区域内においても公共下水道への接続が困難な場合に限り、補助を行っています。

平成25年度については、30基（区域外27基、区域内3基）の浄化槽設置に対し補助を行い、生活環境及び公衆衛生の向上に努めました。